第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は重点区域における歴史的風致の重要な構成要素であることから、その価値が保存・継承されるように指定対象となった個々の建造物の歴史的背景や文化的価値に基づいた適切な措置を講じる。

所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて公開活用についても積極的に推進し、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するとともに、き損の防止にも留意した上で、周知や普及啓発に努める。加えて、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に表す意匠や形態等の保存や復元にも努め、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

国登録有形文化財や県・市の指定文化財になっているものについては、以下のとおり、それぞれ 対応する法律や条例に基づき現状変更などの行為の制限を実施する。

(1) 登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物外観の保存を基本とする。また、建造物の内部については、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとするが、内部において歴史的価値の高いものは、所有者と協議のうえ保存に努めることとする。

民間が所有する建物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 重要文化的景観における重要な要素

重要文化的景観における重要な要素については、現状保存を基本とする。これらの要素を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史史料や古写真、痕跡等の各種調査に基づく修復・復元を基本とする。また、防災上必要な措置については、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の建造物については、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

(3) 県・市指定文化財

栃木県文化財保護条例又は下野市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国の指定文化 財と同様に、現状保存(建造物の場合は外部及び内部ともに現状保存)を基本とする。これらの文 化財を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真、痕跡等の各 種調査に基づく修復・復元を基本とする。また、防災上必要な措置については、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に、民間所有の建造物については、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に努めるととも に、関連する審議会、有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

(4) 県・市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物

県・市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの 史跡名勝天然記念物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写 真、痕跡等の各種調査に基づく修復・復元を基本とする。また、防災上必要な措置については、文 化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に、民間所有の建造物については、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に努めるととも に、関連する審議会、有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

(5) その他保全の措置が必要なもの

下野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めた建造物についても、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。なお、これらの建造物等については、適切な調査等を実施して価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財への指定等も検討し、その価値が減ずることのないよう然るべき措置をとる。

民間が所有する建物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連 する審議機関や専門の有識者による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届け出が不要な行為については、以下のとおりとする。

届出が不要な行為

画面の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の		
1	•	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 57 条第1項に基づく登録有
		形文化財で、同法第 64 条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った
		場合
	•	文化財保護法第 132 条第1項に基づく登録記念物(名勝地関係)で、同法
		第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
	•	文化財保護法第 134 条第 1 項に基づく重要文化的景観で、同法第 139
		条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
2	•	栃木県文化財保護条例の規定に基づく栃木県指定有形文化財で、現状変
		更の許可申請や修理の届出を行った場合
	•	栃木県文化財保護条例の規定に基づく栃木県指定史跡名勝天然記念物
		で、現状変更の許可申請や修理の届出を行った場合
3	•	下野市文化財保護条例の規定に基づく下野市指定文化財で、現状変更の
		許可申請や修理の届出を行った場合